

第2次佐倉市環境基本計画

(案)

2020年（令和2年）〇月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲	4
5 計画の推進主体	5
6 計画の構成	6
第2章 環境像と基本目標	7
1 目標とする環境像.....	8
2 基本目標	9
第3章 環境施策	15
1 環境施策の体系	16
2 環境施策	18
基本目標1 豊かな自然を守り育てるまち	19
基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち.....	27
基本目標3 安心して快適に暮らせるまち	30
基本目標4 地球環境に配慮したくらしを实践するまち	35
基本目標5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち.....	43
第4章 重点プロジェクト	49
1 重点プロジェクトの考え方	50
2 重点プロジェクト.....	51
プロジェクト1 谷津保全を継続する仕組みづくり	51
プロジェクト2 親しまれる印旛沼の再生	56
プロジェクト3 環境パートナーシップの形成.....	59
第5章 計画の進行管理	65
1 計画の推進体制	66
2 計画の進行管理	68
参考資料	69
1 環境問題を取りまく社会情勢の変化.....	70
2 市内の環境の現状.....	79
3 環境に関する市民・事業者の意識.....	87
4 前計画の進捗評価.....	89
5 計画策定にあたっての課題と対応.....	92
6 市域の温室効果ガスの算定方法	100
7 温室効果ガス排出量の将来予測	101
8 用語集	102

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルなどが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、1997(平成9)年4月に「佐倉市環境基本条例」(以下、「環境基本条例」といいます。)を施行しました。1998(平成10)年3月には、環境基本条例に基づき、「佐倉市環境基本計画」を策定し、同計画に基づく基本方針の実現を目指して、印旛沼の再生や谷津環境の保全、公害対策やごみ減量など市の環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

「佐倉市環境基本計画」の計画期間が2018(平成30)年度で満了したことに加え、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少社会への移行、2030 アジェンダ(SDGs)^{※1}やCOP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、新たな環境課題に対応するために、「第2次佐倉市環境基本計画(以下「本計画」といいます。)」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取組を推進していきます。

佐倉市環境基本条例第3条(基本理念)

- 1 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が、全ての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、その環境を将来にわたって維持及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がその恵沢を享受することができるよう適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境資源の利用について世代間の格差が生じぬよう、全ての者が生活様式及び生産・消費様式の在り方を問い直し、環境資源の合理的、効果的及び循環的な利用に積極的に取り組むよう推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共存できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等の調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての者がそれぞれの役割のもとで身近な問題として考え、及び自主的かつ積極的に行動するよう推進されなければならない。

※1 2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための2030(令和12)年までの国際開発目標で、相互に密接した17のゴールと169のターゲットから構成される持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を掲げている。

2 計画の目的と位置づけ

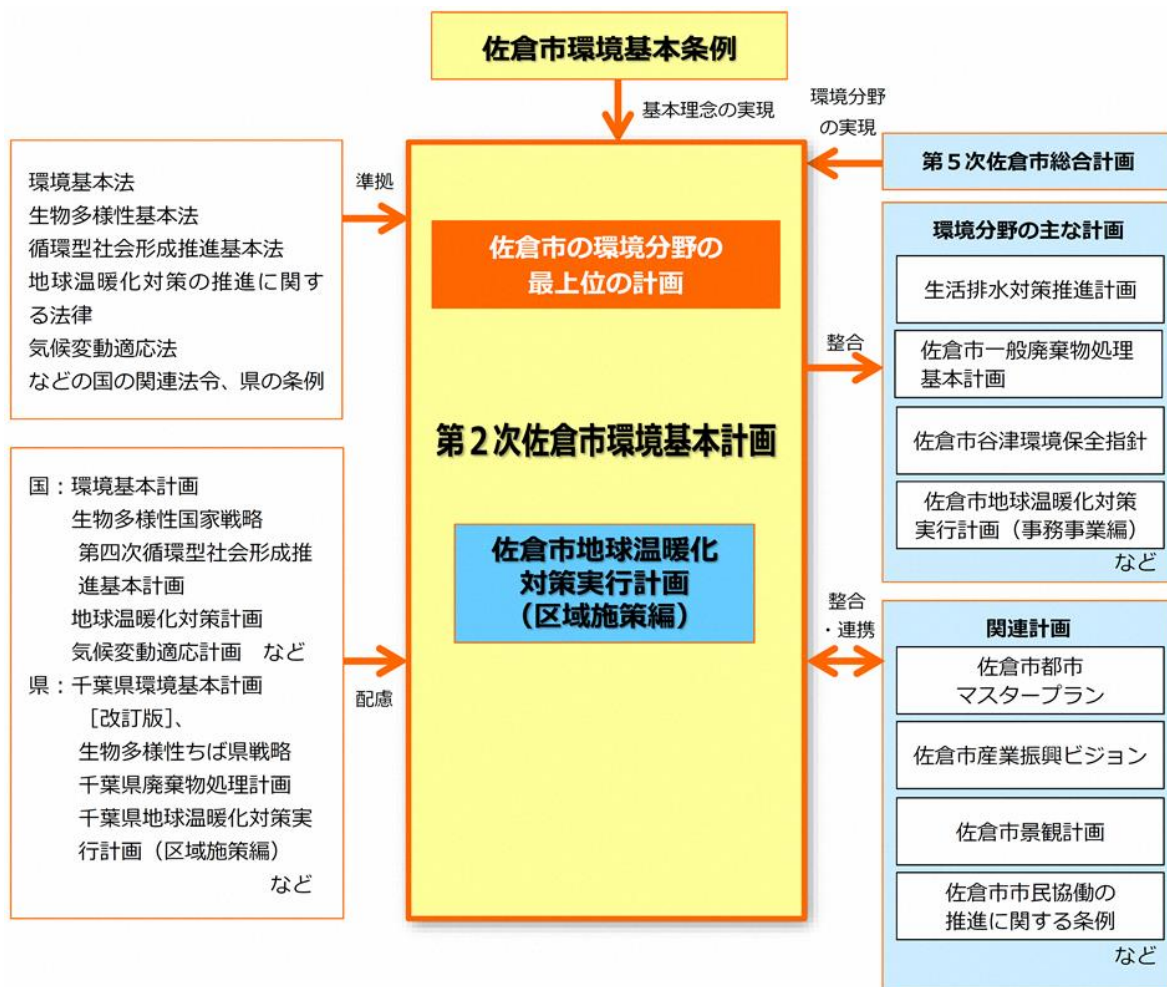
本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「第5次佐倉市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画でもあり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮しなければならないとされています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する環境に関連するその他の計画や各種事業計画などと整合を図っています。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

第2次佐倉市環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、中・長期的な将来を見据えながら、「第5次佐倉市総合計画」の期間との整合を図り、2020（令和2）年度から2031（令和13）年度までの12年間とします。

また、本計画の中間にあたる2025（令和7）年度をめぐり、佐倉市総合計画の見直しや、国・県における法改正及び関連計画改正、本計画の施策・事業の評価結果や重点プロジェクトの進捗状況等を勘案し、計画の見直しの必要性について評価を行い、必要な場合には取組内容の見直し等を行うものとします。

その他、社会経済情勢や環境問題の変化などにより、見直しの必要が生じた場合は、適宜対応するものとします。

4 計画の対象範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

対象分野は、①自然共生社会、②循環型社会、③安全・安心社会、④低炭素社会、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。また、対象とする地域は佐倉市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取組が課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものとします。

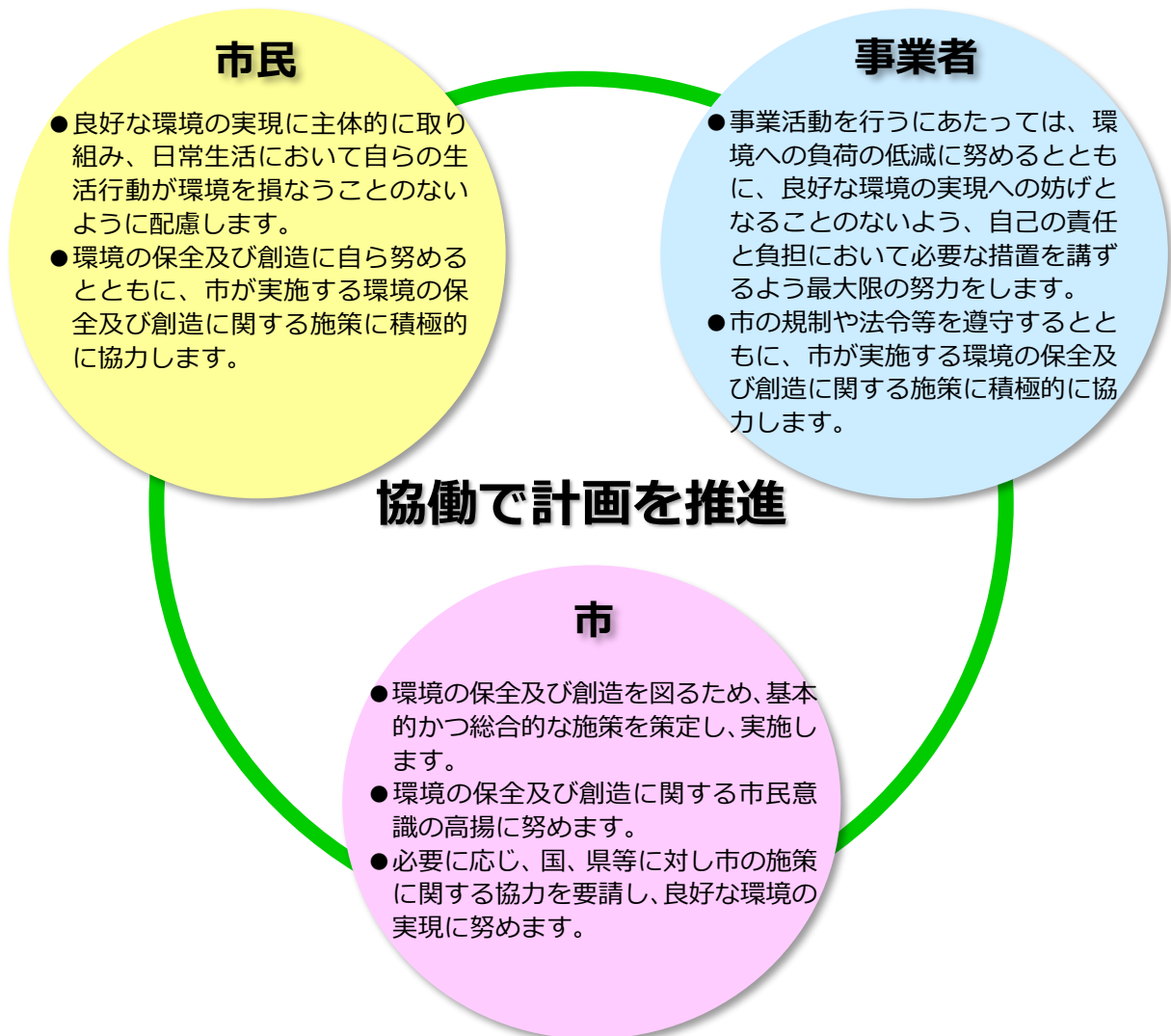
第2次佐倉市環境基本計画の対象範囲

対象分野	対 象 範 囲
自然共生社会	生物多様性、みどり・水辺、水循環、公園、自然景観 など
循環型社会	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（4R）、ごみの収集処理 など
安全・安心社会	公害防止、環境美化、不法投棄 など
低炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への適応 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働 など

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民^{※1}、事業者、市^{※2}とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

第2次佐倉市環境基本計画の推進主体



※1 市民には、市民団体、NPOを含む。

※2 市には、市が参加している協議会組織、公益法人等を含む。

6 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までで構成し、第1章に計画の基本的な考え方、第2章に環境像と基本目標、第3章に環境施策、第4章に重点プロジェクト、第5章に計画の進行管理について示します。

また、参考資料には策定にあたっての基礎データ（社会情勢の変化、市内の環境の現状、課題と対応など）及び用語集を示します。

計画の構成

第1章	計画の基本的事項	計画の目的、期間、対象範囲、推進主体などの基本事項
第2章	環境像と基本目標	目標とする環境像 環境像達成のための基本目標
第3章	環境施策	目標達成のための市の施策・事業 市民の取組、事業者の取組
第4章	重点プロジェクト	SDGsの考え方のもと、分野横断的に重点的に推進する施策
第5章	計画の進行管理	計画の推進体制、計画の進行管理
参考資料	環境問題を取りまく社会情勢の変化、市内の環境の現状 環境に関する市民・事業者の意識、前計画の進捗評価 計画策定にあたっての課題と対応 など	

第2章 環境像と基本目標

1 目標とする環境像

平成10年に「佐倉市環境基本計画」を策定してから20年が経過しました。

本計画では、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市内の環境現状などを踏まえ、新たな課題への対応を追加した計画として策定します。
(計画策定にあたり、とりまとめた現況等は資料編に掲載しています。)

本計画の目標とする環境像については、前計画の基本方針を継承し、以下を掲げます。

**印旛沼をめぐる
私たちの暮らしを理解し、
水と緑とのつきあい方を
みんなで考えるまち**

私たちのまち佐倉は、印旛沼や谷津、樹林地など、豊かな恵みをもたらす自然を享受しながら、都市と農村が共存する緑豊かな田園都市として発展してきました。

その佐倉の豊かな自然のシンボルとも言うべき印旛沼は、動植物の生息の場として、流域の水がめとして、そして市民の憩いの場として、私たちにはかり知れない恵みを与えてきました。印旛沼と沼をとりまく自然と、人を含む生きものたちのつながりが健全に保たれている時、私たちは自然から多大な恵みを受けることが可能となります。

しかし現在、印旛沼をめぐる自然環境は、私たちの生活や産業活動から出る排水による汚濁、流域の森林の減少、外来生物の繁殖、地球温暖化やそれに伴う気候変動など、様々な問題により窮地に立たされています。

印旛沼は、流域の住民や事業者などの暮らしぶり・営み・環境への配慮の姿を映す鏡です。私たちは、印旛沼の姿を見つめ直すことで、私たちの日常生活や事業活動の一つひとつが、印旛沼や沼をとりまく環境—自然環境や地球環境、水や資源の循環—に密接につながっていることに思いを巡らせ、沼をはじめとする佐倉の恵まれた自然と、潤いと安らぎのある生活を享受することができる環境を、時代を超えて、将来へ継承していきます。

2 基本目標

目標とする環境像を達成するために、5つの分野における基本目標とそれが実現した12年後の佐倉市のイメージを描きました。

これらの基本目標と将来イメージのもとで、市民、事業者、市の協働により、目標とする環境像の実現に向けた取組を進めていきます。

基本目標 1

豊かな自然を守り育てるまち [～自然共生社会の実現～]







12年後の将来イメージ

県や流域市町をはじめとして、市民、事業者、農林漁業関係者、観光等沼利用者、研究機関など多様な主体が連携しながら、印旛沼の浄化と水辺の再生に取り組んだ結果、沼に流れ込む汚濁の量がさらに低減し、地域固有の多様な動植物が生息する心地よい水辺として、市民や観光客に親しまれる存在となっています。

また、谷津をはじめとする雨水の貯留やかん養能力を持つ豊かな緑が、市民や事業者との協働で保全、再生され、多様な動植物の生態系が維持されていると同時に河川流量の維持や地下水・湧水の保全が図られています。

さらに、これらの身近な自然は、貴重な地域資源として、人々が自然と触れ合う場として活用され、自然体験学習やふるさと文化体験などの講座・イベントが数多く開催されています。

公園の植栽や街路樹など公共の場の緑化に加え、印旛沼や谷津、樹林地などとともに、身近に自然が感じられるまちになっています。

関連する SDG s			他分野との関連
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の価値や魅力の向上 ・自然とのふれあいによる健康の維持・増進 ・エコツーリズム、グリーンツーリズム ・環境保全型農業による農産物の付加価値向上 ・農産物の地産地消 ・グリーンインフラ※¹による地域の防災・減災力の強化
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	

※1 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

基本目標 2





限りある資源を有効に利用するまち

[～循環型社会の実現～]

12年後の将来イメージ

食品ロスの削減やプラスチックごみによる海洋汚染の防止に向けた意識が高まり、市民や事業者は、ごみになりにくいもの、リユースが容易な商品を販売・購入したり、本当に必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなど、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

また、リユースの取組が浸透し、ごみとして捨てるものでも資源として活用できるよう分別して排出することが当たり前に行われ、リサイクルも進んだことから、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減っています。

関連する SDG s	他分野との関連
   	<ul style="list-style-type: none">・健康を含む様々な生活の質（QOL^{※1}）の向上・環境の保全に寄与する新たなビジネス・安心・安全に暮らせる居住環境・資源回収等による市民活動の活性化・余剰食材のフードバンクでの活用

※1 クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）の略。物理的な豊かさやサービスの量、個々の身近自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

基本目標 3






安心して快適に暮らせるまち

[～安全・安心社会の実現～]

12年後の将来イメージ

大気や騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続や、家庭や事業所などにおける自主的な環境配慮の取組が広がることにより、環境基準が達成され、公害への苦情が減っています。また、事業所・工場などの排水対策、家庭の生活排水対策が進み、河川の水質が改善され、印旛沼に流入する汚濁負荷量が減少しています。

市民と関係機関の協力・連携による地域パトロールにより、不法投棄や不正な埋め立て行為が防止されるなど、安全・安心に暮らせるまちになっています。

関連する SDGs	他分野との関連
    	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の価値や魅力の向上 ・健康を含む様々な生活の質（QOL）の向上 ・環境保全型農業による農産物の付加価値向上 ・環境の保全に寄与する新たなビジネス ・安心・安全に暮らせる居住環境

基本目標 4

地球環境に配慮した暮らしを実践するまち [～低炭素社会の実現～]







12年後の将来イメージ

省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイル[※]を選択することは、市民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

再生可能エネルギー設備などにより家庭や地域でのエネルギー創出がさらに進み、また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んでいます。

鉄道駅周辺を中心に、生活利便施設などの集積した拠点が形成され、これらの拠点と居住地を結ぶ交通ネットワークの強化などにより、歩いて暮らせる低炭素型のまちづくりが進んでいます。

さらに、集中豪雨に対する防災対策や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しています。

関連する SDGs	他分野との関連
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none">・住居の快適性の向上・歩行量・自転車利用の増加による健康の維持・増進・環境の保全に寄与する新たなビジネス・省エネ等による事業活動のコスト改善・ICT（情報通信技術）の活用による、テレワークなどの働き方・エネルギーの自立による地域の防災・減災力の強化
 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	
 11 住み続けられる まちづくりを	
 12 つくる責任 つかう責任	
 13 気候変動に 具体的な対策を	
 15 陸の豊かさも 守ろう	

※ 省エネルギーのために我慢や節約をするのではなく、エネルギーを効率的に使い、賢くスマートな生活や事業活動を実践していくスタイルのこと。

基本目標 5




協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち [～環境保全活動の拡大～]

12年後の将来イメージ

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について学ぶ仕組みが整っています。

また、日々の生活や事業活動によって自らが周囲の環境に及ぼす影響を理解し、環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民、事業者、市の協働による環境保全活動が積極的に行われています。

関連する SDG s	他分野との関連
  	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の価値や魅力の向上 ・協働の推進、地域コミュニティの活性化 ・健康を含む様々な生活の質（QOL）の向上 ・活動を通じた健康の維持・増進 ・社会教育、生涯学習の活性化

SDGs の考え方を取り入れた分野横断的な施策展開について

SDGs の考え方にも示されているとおり、今日のような環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、各分野の目標の達成に向かって取り組みを進めるほか、複数の異なる課題をも統合的に解決するような、分野横断的な視点を持って取り組んでいくことも重要です。

本市における環境分野の取組が、異なる分野の課題の解決にも資することを目指すとき、参考となるのは、国の第5次環境基本計画に掲げられている「重点戦略」です。

国の第5次環境基本計画では、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的な「重点戦略」が6つ設定されています。そのうち本市の環境部門でも目指すべき共通の戦略として、主に次の3つがあります。

本計画の施策の推進においては、持続可能な地域社会の構築という大きな目標に向かって、このような視点も念頭に、環境分野のみならず本市の抱える様々な課題への貢献を目指していくものとします。

「国土のストックとしての価値の向上」

- 環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う。
- 都市のコンパクト化やストックの適切な維持管理・有効活用による持続可能で魅力あるまちづくりを推進する。
- 自然環境が有する多様な機能を有効に活用した防災・減災力の強化等、環境インフラやグリーンインフラ等を活用し、強靱性（レジリエンス^{※1}）を向上させる。

「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」

- 地域資源の質を向上させ、地域における自然資本、人口資本、人的資本を持続可能な形で最大限活用する。
- 資源循環や再生可能資源の活用により、地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。

「健康で心豊かな暮らしの実現」






- ライフスタイルのイノベーション^{※2}を創出し、環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図る。
- 森・里・川・海などの自然の価値を再認識し、人と自然、人と人とのつながりを再構築する。

※1 ここでは、災害に対する回復性や復元性といった意味。

※2 新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

第3章 環境施策

1 環境施策の体系

目標とする環境像	基本目標	関連する SDGs
<p>印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、 水と緑とのつきあい方をみんなで考えるまち</p>	<p>1 豊かな自然を守り育てるまち [~自然共生社会の実現~]</p>	
	<p>2 限りある資源を 有効に利用するまち [~循環型社会の実現~]</p>	
	<p>3 安心して快適に暮らせるまち [~安全・安心社会の実現~]</p>	
	<p>4 地球環境に配慮した くらしを実践するまち [~低炭素社会の実現~]</p>	
	<p>5 協働による環境活動の楽しさを 未来に伝えるまち [~環境保全活動の拡大~]</p>	

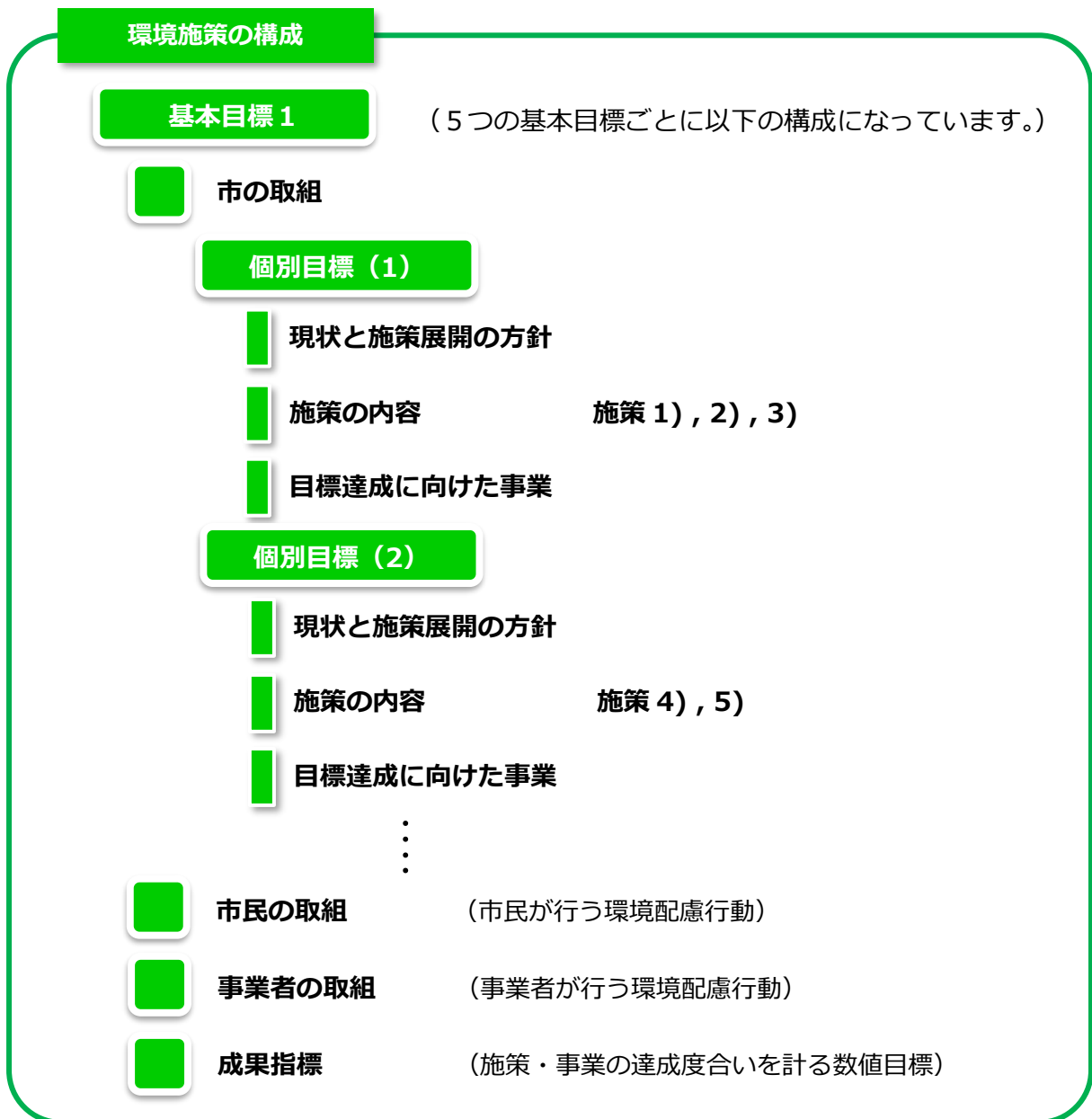


2 環境施策

本計画では、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどをふまえ、「自然共生社会」「循環型社会」「安全・安心社会」「低炭素社会」「環境保全活動」の実現に向けた5つの基本目標を掲げています。

この章では、「基本目標」ごとに、市の取組、市民の取組、事業者の取組、成果指標を定めています。

また、市の取組においては、基本目標の達成に向けた「個別目標」ごとに、現状と施策展開の方針、施策内容、事業を整理しています。



基本目標 1

豊かな自然を守り育てるまち

〔～自然共生社会の実現～〕



市の取組

個別目標（1）

印旛沼・流域の再生

現状と施策展開の方針

印旛沼流域は、下総台地とこれを侵食している谷津、谷津に面した斜面や崖から構成されています。台地は保水性・透水性の優れた関東ロームと呼ばれる土層で覆われ、台地や斜面に沿った雨は地表水として流下したり、地下へ浸透して、湧水となって印旛沼に流入します。

印旛沼流域では、このような地形を背景とした谷津や斜面からの豊富な湧水が、流域の自然環境や人の暮らしの基本的な要素となっており、本市での市民生活や経済活動を支える水道水は、約6割が自己水源の井戸からくみ上げた地下水となっています。また、印旛沼流域に降った雨水や私たちの生活や産業活動から出る排水は、河川や水路、地下水のいずれかを経て、その多くが印旛沼に流れ込んでいます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林の保全を図り、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、水資源の保全に努めていく必要があります。

特に、本市の自然の象徴的な存在である印旛沼の水質改善に向けて、県を含めた流域市町と連携を図りながら水質浄化に向けた様々な対策を実行していますが、明確な成果は現れておらず、引き続き水質改善に向けた努力が必要となっています。

印旛沼をめぐる多様かつ困難な課題の解決には、国や県、流域市町と連携して、水循環や水質浄化に向けた対策を推進するほか、市をはじめとして、市民、事業者など、多様な主体による自主的な行動をさらに活性化することが必要です。

施策の内容

施策 1) 印旛沼の水質浄化の推進

- ・印旛沼に流入する汚濁負荷を減少させるため、事業所・工場などからの排水や生活排水の適切な処理を推進します。
- ・千葉県及び印旛沼流域の市町と連携して、水循環の健全化や水質浄化に向けた取組を推進します。

施策 2) 健全な水循環の維持

- ・河川の流量維持や地下水・湧水の保全のため、雨水の貯留やかん養能力を持つ谷津・農地・緑地などの保全を図ります。
- ・市街地における雨水の浸透を促進します。

施策 3) 印旛沼・流域の再生に向けた普及、啓発

- ・印旛沼の現状や水質改善のための取組について広く情報発信を行い、市民、事業者、農林漁業関係者、観光等沼利用者、研究機関など多様な主体による取組を活性化させます。
- ・印旛沼を、地域固有の多様な動植物が生息し、市民や観光客に親しまれる水辺として保全します。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	印旛沼水質保全協議会への参加をはじめとして、千葉県及び印旛沼流域の市町と連携して、印旛沼の水質浄化に向けた取組を推進します。	1) 2) 3)	生活環境課
②	市民、事業者に対し、生活排水や肥料等による印旛沼への流入負荷の削減のための指導・PRを推進します。☆	1) 3)	生活環境課
③	家庭でできる生活排水対策を支援するため、広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実を図ります。	1) 3)	生活環境課
④	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。	1) 13)	生活環境課
⑤	地下水の水質調査、監視を行うとともに、浄化対策を推進します。	1) 2) 13)	生活環境課
⑥	千葉県環境保全条例及び佐倉市環境保全条例に基づく、地下水の採取規制を実施し、地下水のかん養及び湧水の保全を図ります。	1) 2) 13)	生活環境課

※本計画からの新規事業には★を、一部新規、拡充等のものには☆をつけています。

事業	該当する 施策No.	担当部署
⑦ 適正な生活排水処理施設への誘導を図ります。	1)	維持管理課 生活環境課 農政課
⑧ 下水道処理区域外においては、高度処理型合併処理浄化槽への転換の促進と適正な管理を呼びかけます。	1)	生活環境課
⑨ 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業従事者や市民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	1) 2) 7)	農政課
⑩ コンクリート等による地表面の被覆の抑制、浸透性舗装や雨水浸透ます等の設置促進、排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進し、降雨時に市街地から流出する汚濁負荷の軽減を図ります。	1) 2) 23)	建設課 道路維持課 治水課
⑪ 千葉県と連携して、印旛沼流域における親水施設の整備を検討します。★	3) 9)	企画政策課 産業振興課
⑫ 広報紙、ホームページ、イベント等を通じて、水資源や水循環への関心を深めます。☆	3)	生活環境課
⑬ 市民、事業者などと連携して、印旛沼及び鹿島川周辺での清掃活動を行います。	3) 15)	生活環境課
⑭ 印旛沼周辺における景観の向上、回遊ルートの設定など印旛沼の観光資源としての活用を図り、印旛沼の魅力向上を図ります。☆	3)	企画政策課 産業振興課 都市計画課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

個別目標（2）

生物多様性の保全

現状と施策展開の方針

下総台地と印旛沼低地で構成された本市は、鹿島川と手線川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。市内の谷津では、二ホンアカガエルやトウキョウダルマガエル、サシバをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。

本市では、市と市民団体が協働して、保全管理作業や動植物の観察、生物調査など、谷津田や斜面林の田園環境の回復・整備に取り組んでおり、希少な動植物の確認数が増加するなど豊かな自然環境が復元しつつあります。

一方、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

また、私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

施策の内容

施策4) 動植物の生息・生育環境の保全

- ・地域固有の多様な動植物の生息環境の保全に取り組みます。
- ・市内の動植物の生息・生育の実態を把握します。
- ・森林や谷津の改変、耕地面積の減少を最小限にとどめます。
- ・外来生物等による生態系などへの被害防止に努めます。

施策5) 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

- ・生物多様性の保全が私たちの日常生活や農業生産などの経済活動に密接した問題であることを、市民、事業者へ普及・啓発します。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	市内の動植物の生息・生育の実態を把握するため、生物調査を継続的に実施します。★	4) 5)	生活環境課
②	貴重な動物や植物・植物群落を保護するため、土地所有者などの理解・協力を得ながら適切な管理を推進するとともに、保護活動の支援に努めます。	4)	生活環境課
③	谷津や里山の保全を市民との協働で行います。	4)	生活環境課
④	生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるよう適切に指導するとともに、特に重要な地域を保全する仕組みを検討します。★	4) 5)	生活環境課
⑤	外来生物による生態系への被害防止に努めます。	4)	生活環境課
⑦	印旛沼や谷津、貴重な自然や生物についての市民の理解を深めるため、自然観察イベントなどを開催します。	5)	生活環境課
⑧	生物多様性保全の重要性について情報発信を行い、市民、事業者の意識の高揚に努めます。★	5)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

個別目標（3）

みどり・水辺の保全

現状と施策展開の方針

本市の豊かな自然は、歴史・文化と並ぶ本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

中でも印旛沼や谷津に代表される田園風景は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

谷津をはじめとする豊かな自然や里山景観は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、野焼き、除草、かつての炭焼き、山菜採りなどといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって、植生が保たれ、継承されてきた貴重な資産です。

しかしながら、農業活動の縮小などに伴って、これら先人たちが築き上げてきた里山環境は、荒廃、消滅の危機に瀕しています。

また、本市の環境のシンボルとも言える印旛沼は、水質汚濁や特定外来生物の増加などによるイメージの悪化や、水辺に近寄れる場所が少なく親水性に乏しいことから、人と沼の関りが希薄化し、市民の愛着も失われつつあります。

そのため、谷津の改変や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、かつての景勝地としての印旛沼の面影を取り戻すべく、今ある自然を守り、育てるとともに、市民が自然とふれあい、その恩恵を実感できる機会と場を提供していく必要があります。

施策の内容

施策6） 谷津の保全

- ・市民や市民団体、農業従事者等と協働し、谷津や里山を保全します。
- ・谷津や里山を人と自然とのふれあいの場や環境学習の場として活用します。

施策7） 農地、森林の保全

- ・作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地や、水源かん養、大気浄化、動植物の生息・生育空間などの公益的機能を持つ森林の保全に努めます。

施策8） 河川・水辺の保全、整備

- ・河川や湧水地などの身近な水辺の維持管理を推進します。
- ・印旛沼の水辺の親水性を高めます。

施策9） 公園の整備・維持管理、緑化の推進

- ・公園の植栽や街路樹など公共の場の緑化を推進します。
- ・佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例などに基づき、開発事業における緑地を確保します。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	農業従事者、土地所有者、市民団体等と連携を図りながら、谷津の特徴である水田、湧き水、小川、斜面林などの多様な環境要素を一体として保全を図ります。☆	4) 6) 7)	生活環境課 農政課
②	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業従事者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。(再掲)	1) 2) 7)	農政課
③	環境保全型農業に取り組む農業従事者への支援を行い、環境にやさしい農業の普及・拡大を図ります。	1) 6) 7)	農政課
④	農業後継者の育成支援や新規就農者の受け入れ環境の整備などの支援により農業従事者の減少を抑え、農地の保全を図ります。	4) 6) 7)	農政課
⑤	ハクビシンやアライグマ、イノシシなどによる農作物の被害、人体や住居への被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、捕獲対策、防除対策、生息環境対策などを推進します。☆	4) 7) 15)	生活環境課 農政課
⑥	特別緑地保全地区の指定や市民緑地制度などを活用するとともに、市内に残る名木・古木・樹林・草地等の周知を図ります。	7) 9)	生活環境課 公園緑地課
⑦	河川の堤防や護岸の維持管理を図るとともに、環境に配慮した川づくりの検討を行います。	8)	治水課 生活環境課
⑧	千葉県と連携して、印旛沼流域における親水施設の整備を検討します。(再掲) ★	3) 9)	企画政策課 産業振興課
⑨	佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例や緑地協定などに基づく緑化を推進します。	9)	市街地整備課 公園緑地課
⑩	公園清掃協力団体の拡大・普及を図ります。	9)	生活環境課 公園緑地課
⑪	市民、事業者による花と緑のまちづくりを支援します。	9)	公園緑地課 道路維持課 建築指導課
⑫	印旛沼や河川などの水辺や、里山、田園、斜面緑地、谷津を、その周辺とともに「ふるさとの風景」として維持育成します。	6) 7) 8)	都市計画課 生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

市民の取組

- 印旛沼や谷津環境など身近な自然や動植物に関心を持ち、自然を大切にする心や環境保全への意識を持つとともに、環境保全活動や環境学習会などに進んで参加します。
- 水循環に関心を持ち、節水に取り組みます。
- 流しに油や生ごみを流さないなど、家庭でできる生活排水対策を実践します。
- 下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続します。
- 下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換します。特に、高度処理型合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 浄化槽を適切に維持管理します。
- 自宅に雨水貯留タンクや雨水浸透マスを設置し、雨水を地下に浸透させます。
- 外来生物等の地域の生態系に影響を与える動植物について、繁殖・拡大の防止に努めます。
- 地場の農産物を購入し、地産地消に努めます。
- 植栽やグリーンカーテンなど、身近な緑を適切に管理します。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力します。
- 庭や家庭菜園での肥料は適正量を使用します。

事業者の取組

- 印旛沼や谷津環境に関心を持ち、環境保全活動や環境学習会などに進んで参加します。
- 水循環に関心を持ち、節水に取り組みます。
- 法令に基づく排水処理対策を遵守します。
- 雨水貯留タンクや雨水浸透マスを設置します。
- 開発行為を実施する際は、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 事業所や工場周辺の自然環境や生物生息環境に配慮し、保全活動や対策を進めます。
- 外来生物等の地域の生態系に影響を与える動植物について、法に則り適切に管理するほか、繁殖・拡大の防止に努めます。
- 地産地消の普及に努めます。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- 植栽やグリーンカーテン、屋上緑化など、身近な緑を適切に管理します。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力します。
- 肥料は適正量を使用します。

成果指標

指標	現状値 2018（平成 30）年度	中間値 2025（令和 7）年度	目標値 2031（令和 13） 年度
印旛沼の COD ^{※1} 値（年平均値、印旛沼水循環健全化計画）	12 mg/L	9 mg/L	5 mg/L 以下
二ホンアカガエルの卵塊確認地点数	11 地点	11 地点	11 地点
生物多様性の認知度（アンケート結果）	38.2%	45.0%	50.0%
佐倉ふるさと広場の来場者数 [※]	355,703 人	381,362 人	404,823 人

※年度集計ではなく、1月から12月までの期間の集計値（イベント開催時を除く）

※1 水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを示す水質汚濁の指標のひとつ。

基本目標 2

限りある資源を有効に利用するまち

[～循環型社会の実現～]



市の取組

個別目標 (4)

4Rの推進

現状と施策展開の方針

本市では、ごみの減量化・資源化に向けて排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動を推進しており、本市のごみの排出量は2018（平成30）年度で51,398 tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量は801 gで、全国平均や千葉県内の市町村の平均と比較して低い傾向にありますが、2015（平成27）年度からほぼ横ばい傾向のため更なる減量化に向けての努力が必要です。

不要なものをもらわない（リフューズ）や排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

さらなるごみ減量の推進に向けて、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」で「国民運動」として位置づけられた食品ロス削減を、本市においても強化していく必要があります。

また、海の生態系に甚大な影響を与え、世界的な問題となっているプラスチック製品について、生産・使用の削減、特に、廃プラスチックの約半分を占めるレジ袋やペットボトルなどの使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減に向けた一層の取組が必要となっています。

本市における家庭からのごみの収集は、市内各集積所を巡回して収集するステーション方式となっていますが、近年、集積所数が増加しており、収集時間や収集ルートなど収集運搬作業の効率化が必要となっています。

また、高齢者などごみ出しに困難を伴う市民への対応等も含めて、よりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

施策の内容

施策10) ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

- ・不要なものをもらわない（リフューズ）やごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）など、ごみを作らないライフスタイルやビジネススタイルを普及します。

施策11) 再資源化の推進

- ・分別排出を徹底し、ごみとして排出されたものの再生利用（リサイクル）を進めます。

施策12) よりよい分別、収集の推進

- ・よりよい分別方法や収集運搬方法について検討します。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	分別の徹底を図るため、分かりやすいリーフレットの作成、多言語のごみの分別一覧表の作成、市の広報紙やHP にごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行います。☆	10) 11)	廃棄物対策課
②	レジ袋の使用を減らすため、マイバックの活用を啓発します。また、過剰包装を断り、容器包装ごみの発生を抑制するよう啓発します。☆	10)	廃棄物対策課
③	食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。	10)	廃棄物対策課
④	生ごみ重量の削減に向けて、家庭や飲食店などへの生ごみの水切りの徹底の呼びかけや、生ごみ処理機器などの普及を行います。	10)	廃棄物対策課
⑤	生活ごみの減量化を促進する観点から、有料化の導入について検討します。	10)	廃棄物対策課
⑥	事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。☆	10) 11)	廃棄物対策課
⑦	ごみの分別・収集方法を周知し、ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切に周知・助言します。	10) 11)	廃棄物対策課
⑧	事業系ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、分別排出、再資源化、適正処理を促します。★	10) 11)	廃棄物対策課
⑨	カン、ビン、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属・小型家電などの回収、再資源化を推進します。	10) 11)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

	事業	該当する 施策No.	担当部署
⑩	地域の集団回収など市民や事業者による再資源化の活動を支援します。	10) 11)	廃棄物対策課
⑪	ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。	12)	廃棄物対策課
⑫	収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法について検討します。	12)	廃棄物対策課
⑬	海洋プラスチックごみの問題について理解を深めるとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します。★	10)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

市民の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- リサイクルの手間を惜しみません。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底します。
- 資源物を出すときは、市の回収や地域の回収活動に参加します。

事業者の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは作りません。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。

成果指標

指標	現状値 2018 (平成 30) 年度	中間値 2024 (令和 6) 年度	目標値※ 2029 (令和 11) 年 度
総排出量	51,398 t/年	45,998 t/年	42,306 t/年
市民 1 人 1 日当たりの総排出量	801 g/人・日	737 g/人・日	709 g/人・日
リサイクル率	19%	19%以上	19%以上

※佐倉市一般廃棄物処理基本計画における目標値

基本目標 3

安心して快適に暮らせるまち

[～安全・安心社会の実現～]



市の取組

個別目標 (5)

環境負荷の低減

現状と施策展開の方針

本市では、大気、水質、騒音、振動及び放射線量について、監視を定期的に行っています。

これらの公害については、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮への取組の拡大を行い、健康被害への懸念を払拭し、安心・安全に暮らせる居住環境を確保していく必要があります。

また、印旛沼流域では、生活系や産業系からの汚濁負荷量は、公共下水道の整備や事業所・工場の自主的な排水対策が進んだことで、年々減少傾向を示していますが、自然系（山林、水田、畑、市街地など）からの汚濁負荷量が増加傾向となっており、自然系からの汚濁負荷量の削減にも取り組んでいく必要があります。

施策の内容

施策13) 公害防止対策の推進

- ・法令に基づく事業所・工場などへの指導の実施など、環境基準の達成に向けた取組を実施します
- ・環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮の取組を拡大します。
- ・暮らしの中から生じる公害の未然防止を図ります。

施策14) 監視、測定の実施

- ・大気、水質、騒音、放射線量など、市内の環境の監視・測定を実施します。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	1) 13) 14)	生活環境課
②	事業所との環境保全協定の締結を推進します。	1) 13) 14)	生活環境課
③	生活騒音など暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。☆	13)	生活環境課
④	自動車交通騒音などを緩和するため、舗装の修繕を進め、道路環境の改善を実施します。	13)	道路維持課
⑤	大気、水質、道路交通の騒音、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	1) 14)	生活環境課
⑥	市民、事業者に対し、生活排水や肥料等による印旛沼への流入負荷の削減のための指導・PRを推進します。(再掲) ☆	1) 3) 13)	生活環境課
⑦	家庭でできる生活排水対策を支援するため、広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実を図ります。(再掲)	1) 3) 13)	生活環境課
⑧	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。(再掲)	1) 13)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

現状と施策展開の方針

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを実施しているほか、市民や事業者と連携、協力して、市内の道路や公園などを清掃するゴミゼロ運動を実施しています。

引き続き、ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象とした重点的な取組を検討するとともに、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組を拡充する必要があります。

千葉県内にあるヤード^{※1}の約1/4が佐倉市内にあります。全国では一部のヤードにおいて各種法令に違反した行為が行われていることから、千葉県や警察など関係機関や地域と連携した対策の強化が必要です。

空き地の雑草の繁茂については、市民からの苦情等により現地を確認し、土地の所有者等に対し雑草除去を要請しています。近年、空き家の増加などから雑草除去要請件数が増えており、対策が必要となっています。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、一般住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあり、その予防や早期解決を図るための取組が必要となっているほか、ハクビシンやアライグマ、イノシシ等の有害鳥獣による農作物や人、住居への被害防止を図っていく必要があります。

施策の内容

施策15) まちの美化と良好な生活環境の保全

- ・ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図ります。
- ・所有する土地、建物の適正な管理を啓発します。
- ・ペットの適正な飼育を啓発します。
- ・ハクビシンやアライグマ、イノシシなどの有害鳥獣対策を推進します。

施策16) 不法投棄等への対策の推進

- ・不法投棄や不正な土地の埋立て等の発生抑止や早期解決のための対策を推進します。

※1 エンジン等の自動車部品の保管等をする施設のうち、その外周を鋼板等で囲んだ施設。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	ペットの飼育や地域猫に関する問題の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。☆	15)	生活環境課
②	ハクビシンやアライグマ、イノシシなどによる農作物の食害、人体や住居への被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、捕獲対策、防除対策、生息環境対策などを推進します。(再掲) ☆	4) 7) 15)	生活環境課 農政課
③	敷地内の雑草やハチの巣などについて、所有者等へ必要な措置をとるよう要請等を行います。	15)	生活環境課
④	空家、空き地について、所有者等へ適切な管理、必要な措置をとるよう要請等を行います。	15)	生活環境課 住宅課
⑤	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例に基づき、市民、事業者、市が協働して、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。	15)	生活環境課
⑥	市民、事業者、市が一体となってまちの美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	15)	廃棄物対策課
⑦	市職員、不当行為防止指導員、不法投棄監視員による定期的な監視や地域の協力により、不法投棄や不正な埋立て行為等の未然防止や早期発見に努めます。	16)	廃棄物対策課
⑧	土地の埋立て等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、悪質な行為に対しては、警察などと連携して厳正に対処します。	16)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

市民の取組

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 近隣に迷惑がかからぬように、所有している土地や建物を適切に管理します。
- エコドライブやアイドリングストップに努めます。
- 自動車の買い替えの際は、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車を選びます。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はしません。
- 近隣のパトロールを行い、不法投棄や不正な埋立て行為を見つけたときは通報します。
- 公共下水道の供用区域内では、下水道へ接続します。
- 単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- ペットを適正に管理し、最期まで責任を持って飼います。

事業者の取組

- 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭などの防止に努めます。
- 排水基準を遵守します。
- 環境保全協定の締結等により、自主的な環境配慮を進めます。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みます。
- 自動車の導入の際は、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車を選びます。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。

成果指標

指標	現状値 2018 (平成 30) 年度	中間値 2025 (令和 7) 年度	目標値 2031 (令和 13) 年度
河川 BOD 環境基準達成率	92.0%	92.0%	93.3%
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100%	100%	100%
光化学オキシダント環境基準時間達成率	93.8%	93.9%	94.0%
自動車騒音環境基準達成率	90.5%	90.8%	91.0%
生活排水処理率※	93.1%	95.9%	98.3%

※全人口に対する下水道、農業集落排水、高度処理型合併処理浄化槽で処理する人口の割合

基本目標 4

地球環境に配慮したくらしを实践するまち
[～低炭素社会の実現～]

市の取組

個別目標 (7)

省エネルギーの推進

現状と施策展開の方針

本市から排出される温室効果ガス排出量の総量は、2006（平成18）年の2,269千 t -CO₂ をピークとして、2008（平成20）年までは減少していましたが、それ以降は増減を繰り返しながら推移しており、2016（平成28）年の総排出量は、1,810千 t -CO₂ となっています。

また、部門別の排出量の推移をみると、「産業部門」、「家庭部門」で増減を繰り返しながら推移しており、「業務部門」は増加傾向、「運輸部門」は減少傾向が見られます。今後は、さらなる排出削減に向けた取組が求められます。

これまで本市では、エコライフ推進員^{※1}と協働して、家庭におけるエコライフ活動の推進に取り組んできましたが、東日本大震災直後に高まった市民や事業者の省エネ意識が、震災からの時間の経過とともに薄れることなく持続・向上するよう、引き続き省エネ行動を推進していくことが求められます。

本市では、2013（平成25）年度から蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）などの設置者に補助金の交付を行い、家庭用省エネルギー設備の普及を推進してきました。

引き続き、市民や事業所に対して、これらの機器の普及や、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の断熱化についても普及・啓発を行っていく必要があります。

※1 地球温暖化対策の重要性等について市民の理解を深めるため市長が委嘱した推進員（市民）で、講演会や街頭啓発等を通じて広く市民に知識の普及等を行った。

施策の内容

施策17) 家庭の省エネルギーの促進

- ・省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの転換を促進します。
- ・エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入、建物の断熱化を促進します。

施策18) 事業所の省エネルギーの促進

- ・省資源・省エネルギー型のビジネススタイルへの転換を促進します。
- ・エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入、建物の断熱化を促進します。

施策19) 公共施設の省エネルギー化の推進

- ・市の事務事業や公共施設における省エネルギー対策を推進します。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化、地産地消の推進など、市民や事業者のエコライフ活動や省エネルギー行動の普及を促進します。	17) 18)	生活環境課
②	省エネルギー対策に関する情報の提供、環境学習講座の展開など、省エネルギーの知識・意識の向上のための啓発を図ります。	17) 18)	生活環境課
③	家庭や事業所における高効率機器の設置・購入を促進します。	17) 18)	生活環境課 産業振興課
④	市民、事業者、市が協働して省エネルギー行動の普及に取り組みます。☆	17) 18)	生活環境課 産業振興課
⑤	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。☆	17) 18)	生活環境課 産業振興課
⑥	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。☆	18)	生活環境課 産業振興課
⑦	佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	19)	全庁
⑧	公共施設においては、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。☆	19)	資産管理経営室 施設所管課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

個別目標 (8)

再生可能エネルギーの利用促進

現状と施策展開の方針

本市では、2012（平成24）年度から住宅用太陽光発電システムの設置者に補助金の交付を行い、2018（平成30）年度までに2,717kW（655世帯）導入されました。

引き続き、市内における太陽光・木質バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、利用を促進する施策の検討を進める必要があります。

また、再生可能エネルギーの活用は、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

施策の内容

施策20) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

- ・自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大を進め、家庭や地域でのエネルギー創出を促進します。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行い、適切な導入を促進します。☆	20)	生活環境課
②	公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。 ☆	20)	資産管理経営室 施設所管課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

現状と施策展開の方針

国の「地球温暖化対策計画」では、地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、温室効果ガスを大量に排出することのない低炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要であるとしています。

本市でも、都市機能の集約化や公共交通網の構築等により、効率的で持続可能なまちづくりを行っていくことが必要です。

施策の内容

施策21) 建物・設備の省エネルギー化と緑の保全

- ・ 建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います。
- ・ 二酸化炭素の吸収源対策として、緑を保全します。

施策22) 歩いて暮らせるまちづくり

- ・ 歩いて暮らせる低炭素型の都市・地域づくりを進めます。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	戸建住宅や集合住宅、ビルの新築、増改築時には、省エネルギーに配慮できるように、低炭素建築物認定制度や住宅性能表示制度等の啓発・活用を図ります。	21)	生活環境課 建築指導課
②	二酸化炭素の吸収作用の強化や、ヒートアイランド現象の緩和のため、街なかの緑や里山、森林、農地、水辺環境等の保全に取り組みます。	21)	生活環境課 農政課 建設課 道路維持課 治水課 都市計画課 公園緑地課
③	都市マスタープランと立地適正化計画に基づき、地域の個性を活かした多極ネットワーク型コンパクトシティの維持・強化を図ります。	22)	都市計画課
④	電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。☆	22)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

	事業	該当する 施策No.	担当部署
⑤	関係機関と連携しながら、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。	22)	都市計画課
⑥	関係機関と連携しながら、歩道や自転車通行空間の確保に努め、徒歩・自転車利用の利便性向上と利用促進を図ります。	22)	道路建設課 道路維持課
⑦	関係機関と連携しながら、幹線道路の渋滞解消に努めます。	22)	道路建設課 道路維持課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

個別目標（10）

気候変動適応策の推進

現状と施策展開の方針

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいるところですが、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取組も必要となってきます。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

施策の内容

施策23) 自然災害対策の推進

- ・気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、各分野における気候変動適応に関する施策を推進します。
- ・集中豪雨等に対する防災対策を行います。
- ・市民の防災意識の向上を図ります。

施策24) 健康被害対策等の推進

- ・熱中症予防の普及・啓発等を行います。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。	23)	建設課 治水課
②	予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、佐倉市ハザードマップ（洪水・土砂災害・内水）の周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。	23)	危機管理室 建設課
③	避難情報等の伝達体制の推進や自主防災組織の活動推進など風水害等による被害を最小限にとどめるための体制を強化します。	23)	危機管理室
④	高温化に対応した農作物の栽培方法や品種の情報収集を行います。☆	24)	農政課
⑤	熱中症患者の発生を予防するため、市内の公共施設や事業所をクールシェア※ ¹ スポットとして認定し、休息施設としての利用を促進します。	23)	生活環境課 健康増進課
⑥	熱中症の発生を抑制するため、市ウェブサイトや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。☆	24)	健康増進課
⑦	感染症媒介生物（蚊等）の発生源対策等について、啓発します。	24)	生活環境課
⑧	気候変動による市域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方の周知を図ります。★	23) 24)	生活環境課
⑨	気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討し、実施します。★	23) 24)	生活環境課 企画政策課 危機管理室

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

市民の取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- LED照明などの省エネルギー機器・設備の導入に努めます。
- うちエコ診断や環境家計簿を活用します。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。

※ 1 家庭や町の中の涼しい場所を家族や地域の人々でシェア(共有)することにより、エアコンの使用量を減らそうという省エネ対策。

- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- 自動車の買い替えの際は、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車を選びます。
- 住宅の新築、リフォーム、建て替えの際には、ゼロエネルギー化や断熱化など省エネ建築物となるように努めます。
- グリーンカーテンを設置して日差しを和らげます。
- クールシェアスポットを利用します。
- 災害への備えを確認します。

事業者の取組

- クールビズ・ウォームビズを実施します。
- 省エネ診断を受診します。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などエコチューニングを実施します。
- 高効率空調など省エネルギー型設備やエネルギー管理システム（BEMS・FEMS）の導入に努めます。
- 事業所や工場の新設や建て替えの際には、ゼロエネルギー建築物や省エネ建築物となるように努めます。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなど再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電設備等を設置する時は、周辺環境や安全に十分配慮します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- 自動車の導入の際は、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車を選びます。
- クールシェアスポットの開設に協力します。
- 災害への備えを確認します。

成果指標

指標	現状値 2013（平成 25） 年度）	中間値 2025（令和 7） 年度	目標値 2030（令和 12） 年度
市域から排出される温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	1,650 千 t-CO ₂	1,437 千 t-CO ₂	1,221 千 t-CO ₂
市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	14,765 t-CO ₂	10,989 t-CO ₂	8,859 t-CO ₂

佐倉市の温室効果ガス排出量削減目標

我が国では、パリ協定に基づき、『2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26.0%削減』とする削減目標を、「地球温暖化対策計画」において掲げています。

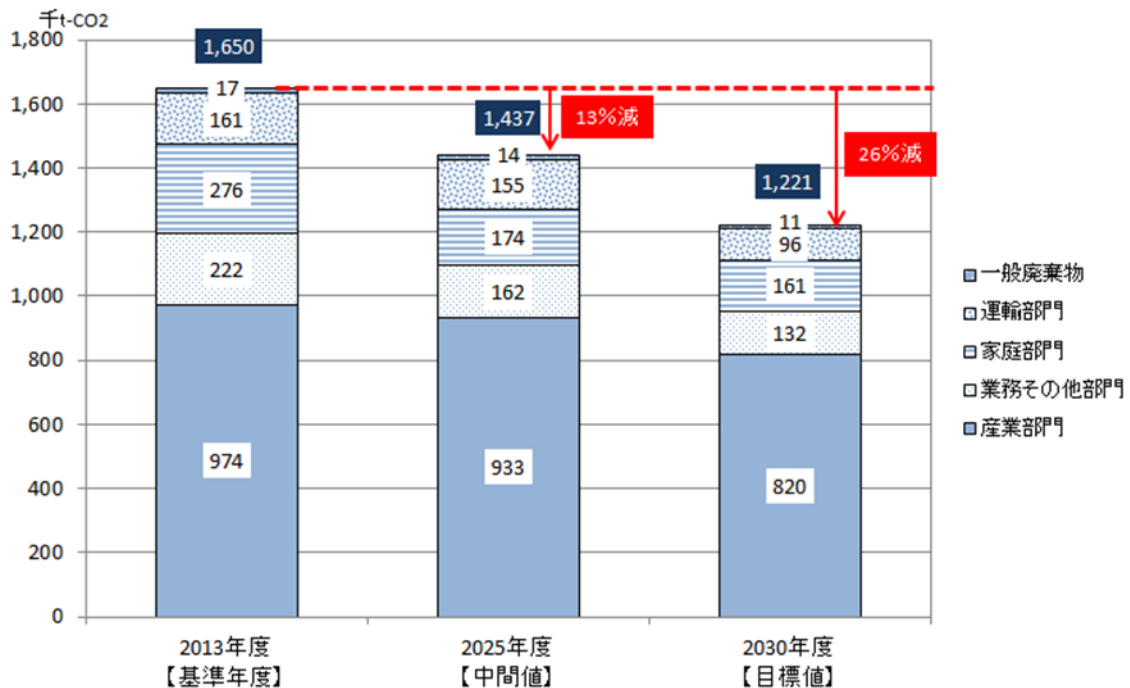
本市においては、温室効果ガス排出量のうち最も多くの割合を占める二酸化炭素（以下「CO₂」）を削減対象とし、国の目標を基準として、以下の目標を掲げます。

2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 市内の温室効果ガス（CO₂）排出量を 26%削減する

この削減目標を排出量に換算すると、2030（令和 12）年度の温室効果ガス（CO₂）排出量は 1,221 千 t-CO₂、基準年度からの削減量は 429 千 t-CO₂ となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務その他部門、運輸部門を中心に更なる地球温暖化対策を実施します。

佐倉市の温室効果ガス（CO₂）排出量の削減目標



※電力使用に係る排出係数は、2013 年度は実績値、2025 年度 0.411kg-CO₂/kWh、2030 年度 0.370 kg-CO₂/kWh を用いています。
 (2030 年度 0.370 kg-CO₂/kWh は、国の「地球温暖化対策計画」における排出係数の目標値)

基本目標 5

協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち
[～環境保全活動の拡大～]

市の取組

個別目標 (11)

環境に配慮した行動の実践

現状と施策展開の方針

私たちには、将来の世代も快適な生活が送れるよう、環境にやさしいまちを創り上げる義務があります。

地球温暖化をはじめとする近年の環境問題は、国際的かつ広域的な対策が唯一の対策ではなく、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えることでも、その解決のための一歩となります。

日々の生活や事業活動が、地域や地球の環境に与える影響を自覚したうえで、自発的に環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えるよう、取組を展開します。

施策の内容

施策25) エコライフの実践に向けた普及、啓発

- ・環境に配慮した行動と生活の実践・定着に向けて、市民、事業者に対する普及啓発を行います。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化、地産地消の推進など、市民や事業者のエコライフ活動や省エネルギー行動の普及を促進します。(再掲)	17) 18) 25)	生活環境課
②	ごみの減量化や再資源化を推進するため、市広報紙や市ホームページなどで、4Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。☆	10) 11) 25)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

	事業	該当する 施策No.	担当部署
③	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。(再掲) ☆	17) 18) 25)	生活環境課
④	事業所における環境マネジメントシステム(エコアクション21、ISO14001など)の導入を促進します。(再掲) ☆	18) 25)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

個別目標(12)

環境教育・環境学習の推進

現状と施策展開の方針

市民アンケート調査では、5割以上の市民が「道路側溝の清掃や沿道の草刈り」に参加していましたが、「環境に関する学習講座、講演会」に参加したことがある人は1割未満でした。

清掃活動や資源回収などの身近な活動を通じて、私たちの日々の生活様式が、地域や地球の環境にどのように貢献・影響しているのかを知ることで、自らの自発的な行動へと繋がり、日常的な取組からさらなる活動へと広がっていくことも期待できます。

また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実も重要と考えられます。

施策の内容

施策26) 学校における環境教育の充実

- ・将来の環境保全の担い手となる児童・生徒への環境教育について、さらなる充実を図ります。

施策27) 地域における環境学習機会の拡充

- ・家庭や学校、職場など様々な場面で環境について学ぶ機会の充実を図ります。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	市民や事業者などが環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを提供する出前授業等の仕組みを検討し、学校や公民館における環境教育の充実を図ります。★	26) 29)	生活環境課 指導課 公民館
②	自然観察会、印旛沼や谷津などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる、体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。☆	27) 29)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

個別目標（13）

協働による環境活動の推進

現状と施策展開の方針

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大といった市の財政運営に影響を及ぼすことが予想され、環境分野においても「選択と集中」による限られた経営資源の効率的な行政経営が求められることとなります。

また、本市では、市民に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取組を実施していますが、環境保全活動への参加者の固定化や高齢化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後もこれまで以上に市民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取組が求められることから、より多くの市民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できるプログラムの構築が求められています。

本市では、市内の谷津などにおいて、里山の自然環境を復元し、生態系を保全する作業を市民との協働により継続的に実施しています。このような活動によって、一旦は見られなくなったり、減少した多様な生物が確認されるようになっており、将来にわたってこれらの活動を継続し、より充実させていくための仕組みづくりが求められます。

また、市民、事業者、市の3者のパートナーシップにより、よりよい佐倉の環境をつくっていくため、環境に関わる情報の共有や、協働の場の構築が求められます。

施策の内容

施策28) 環境保全活動への支援

- ・市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。

施策29) 協働による環境保全活動の充実

- ・環境保全活動の担い手となる環境ボランティア、環境リーダーの育成を図ります。
- ・子どもから大人まで誰もが楽しく気軽に、環境活動やイベントに参加できる機会を設けます。
- ・谷津、里山の保全活動を将来にわたって継続し、より充実させていくための仕組みづくりを検討します。

施策30) 環境に関する情報共有と協働の場づくり

- ・市内の環境の現状や環境保全活動について、わかりやすい情報発信を行います。
- ・市民、事業者、市の3者のパートナーシップにより、よりよい環境をつくっていくため、情報共有や協働の場の構築に努めます。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	市民団体や事業者に対し、環境保全活動の組織づくりや自主的な活動を支援します。★	28) 29)	生活環境課
②	リーダー養成講座などの開催を通じて、環境学習や環境保全活動の推進役となる環境リーダーの育成と活用を図ります。★	28) 29)	生活環境課
③	子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できるイベントや講座を開催し、環境活動に興味を持ち、参加する層の拡大を図ります。☆	28) 29)	生活環境課 公民館
④	市内の環境団体やボランティア、事業者などと連携し、市民協働による環境保全活動やイベントを実施します。★	28) 29)	生活環境課
⑤	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。★	28) 29)	生活環境課
⑥	環境問題に関する情報を収集するとともに、情報の提供方法などの改善を図ります。☆	30)	生活環境課
⑦	市民、事業者が行う自主的、創造的な環境保全活動を広く周知、発表する場を提供します。★	30)	生活環境課 市民公益活動 サポートセンター

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

市民の取組

【市民】

- 環境保全に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持ちます。
- 環境にやさしいライフスタイルの実践に努めます。(省エネ、地産地消、ごみ減量・再リサイクル、グリーン購入等)
- 環境保全活動や環境学習講座などに積極的に参加します。

【市民団体】

- 自ら主体的に環境保全活動を実践します。
- 市民が気軽に参加できるイベントや講座を開催し、市民の環境への理解を深めます。
- 団体間の交流を深め、環境活動の輪を広げます。

事業者の取組

- 環境マネジメントシステム(エコアクション 21、ISO14001 など)の導入に努めます。
- 従業員を対象とした環境研修や啓発を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、市民に環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域の環境保全活動に協力、参加します。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加します。
- 自社の環境配慮に関する情報を積極的に発信します。

成果指標

指標	現状値 2018 (平成 30) 年度)	中間値 2025 (令和 7) 年度	目標値 2031 (令和 13) 年度
協働による環境保全活動参加者数	15,403 人	15,403 人	15,403 人
「環境について学ぶ機会の多さ」の満足度 (アンケート調査)	11.5%	17.0%	25.0%
環境に関する交流会・ワークショップ参加者数	15 人	30 人	60 人

